



日本とロシアとの地域間交流について

総務省自治行政局国際室

はじめに

昨年12月15日および16日にプーチン・ロシア大統領が大統領として11年ぶりに日本（山口県長門市および東京）を訪問するなど、近年、日露両国は関係を拡大・深化させています。

政府においては、昨年5月の安倍内閣総理大臣のソチ非公式訪問において、プーチン大統領に提示した8項目からなる「協力プラン」（医療、エネルギー、先端技術、人的交流等）に基づく幅広い分野での協力を進めており、同年9月には「ロシア経済分野協力推進会議」を設置するなど、政府全体としてその動きを加速しています。

日本とロシアの「地域間交流」は、日露交流の重要な要素であるという認識から、「協力プラン」における「両国間の多層での人的交流の飛躍的拡大」の一つとして位置づけられており、日露要人の会談においても、双方から「地域間交流」促進の重要性が度々言及されています。さらに、前述のプーチン大統領訪日に際し、安倍総理から、最近の地域間交流の活性化および今後のさらなる強化を確認しました。

日本とロシアの地域間交流の現状

日本とロシアの姉妹都市提携数^(注1)は、45件^(注2)（都道府県：11件、市区：31件、町村：3件）であり、アメリカ（448件）、中国（362件）、韓国（162件）、オーストラリア（108件）、カナダ（70件）、ブラジル（57件）、ドイツ（53件）、フランス（51件）に次いで第9位です。

地理的な分布では、歴史的・経済的な繋がりが深い、北海道や日本海沿岸の自治体（日本側）と、極東連邦管区、特にサハリン州や沿海地方の自治体（ロシア側）との姉妹都市が大半を占めています。また、提携時期では、昭和40年前後に締結されたものと、平成2年以降、特にソ連の解体直後である平成2年から平成4年の間に締結されたものが多く、直近10年間に提携したのは秋田県と沿海地方（平成22年）、鳥取県と沿海地方（平

成22年）の2件のみです。

近年では、交流開始時から包括的な提携である姉妹都市提携を締結するよりも、まずは提携分野を経済、文化、スポーツ、人的交流などの個別分野に特定した協定や覚書を締結し、交流の熟度や政策的な必要性に応じてその都度分野を広げていく交流が見られる傾向にあります。例えば、宮城県は、平成19年にロシア西部のニジェゴロド州と経済分野での協定を締結し、平成22年に協力分野を拡大する協定を締結、平成28年には観光分野での協力について定めた指針を締結するなど、個別分野から始めた交流を積極的に継続・発展させています。また、北海道釧路市が、ペトロパブロフスク・カムチャッキー市（カムチャッカ地方）と、水産業を通して地域振興を図るため、港街友好都市の協定を平成10年に締結しているほか、京都府は、舞鶴港が日本とロシアを結ぶ唯一の定期航路であるナホトカ定期航路の寄港地に指定されていることから、新たな航路の開設・拡充などを一層推進していくためにナホトカ市（沿海地方）と平成23年に覚書を締結しています。鳥取市は、環日本海交流の連携自治体であるウラジオストク市（沿海地方）との間で平成22年に覚書を締結しています。

さらに、これまで交流の少なかったロシア西部の自治体との交流も新たに始められています。大分市は、平成27年3月にロシアのフェンシングチームの合宿地になったことを契機として、フェンシングが盛んである中南部の都市、オムスク市（オムスク州）との交流を開始し、昨年10月には同市の訪問団がオムスク市を訪問するなど、相互訪問を通じて交流を深めていきたい希望をもっています。同市は、大分県とともに、3年後の東京オリンピックに合わせて参加国・地域の選手団など的人的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」にもロシアなどを対象として登録しており、文化・スポーツ交流を中心とした地域間交流を発展させていきたい意向です。

また、山口県長門市は、昨年12月のプーチン大統領

の同市への訪問をきっかけとして、同じく日露首脳会談の開催地（昨年5月）であり、温泉地という共通点をもつロシア南部の都市、ソチ市との姉妹都市提携の締結に向けて協議を開始しています。山口県もソチ市を包括する広域自治体のクラスノダール地方との交流開始に向けて同様に協議を始めており、文化、スポーツ、教育、経済などの分野で交流をしていきたい意向をもっています。

ほかにも、ジェレズノゴルスク・イリムスキー市（イルクーツク州）と姉妹都市である山形県酒田市が、昨年、冬でも咲く啓翁桜の展示即売会をロシア第2の都市サンクトペテルブルク市で開催し、好評であったため、今後も輸出本数の拡大を図るとしております。

ロシアとの自治体間交流の促進事業について

最後に、総務省自治行政局国際室における平成29年度の取り組みを紹介します。

これまでに述べた日露両国の地域間交流の動きをさらに促進すべく、現在は極東地域が提携先の中心となっている姉妹都市関係を含む「地域間交流」に関し、両国の自治体間交流に係る新規の交流開始や既存の交流拡大などの先進的取り組みを通じ、ロシア全土における交流深化を目指すため、日本の地方自治体に委託の上で、先進的取り組みを促進する調査事業（0.5億円）を平成29年度予算案に計上しています。

本事業については、「ロシアとの自治体間交流の促進事業」として、現在、各都道府県および市区町村から提

案募集を実施（平成29年2月3日総行国第20号 総務省自治行政局国際室長通知）しています。

本事業の対象事業は、地方自治体の取り組みであって、事業終了後も交流を継続・発展することが提案書から確認できることを要件として、次のとおり新規交流事業と交流拡大事業に分類しています。

①新規交流事業

新たな自治体間交流の開始に係る現地での調整等および交流イベントなどを開催する事業

②交流拡大事業

既に自治体間交流を行っているロシア自治体との間において、新たな観点から交流イベントなどを開催する事業

※「新規交流事業」と「交流拡大事業」は、原則として、自治体間交流に係る協定や覚書などの締結状況により判断

調査対象経費の上限は、500万円（新規交流事業）と300万円（交流拡大事業）とすることを原則とし、主な対象経費として、次のものが挙げられます。

- ・交流開始に向けた調整などに係る現地訪問経費（新規交流事業のみ）
- ・交流イベントなどの開催経費
- ・通信運搬費、報告書作成費

本事業の提案募集期限は平成29年4月7日（金）午後5時までであり、積極的な提案をお願いいたします。詳細については、本事業の募集要領を御覧ください。

本事業を始めとして、引き続き、ロシア全土における交流深化を目指して、関心のある自治体を支援していきたいと考えております。

- 注1）（一財）自治体国際化協会調べ。当協会では、次の要件のすべてに該当するとき「姉妹都市」として取り扱うこととしている：（1）両首長による提携書があること、（2）交流分野が特定のものに限られていないこと、（3）交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること
- 注2）平成28年12月31日現在の件数

ロシアとの自治体間交流の促進事業

H29当初予算案 0.5億円

(1) 事業の概要

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協カプラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。また、同年12月には、両首脳が地域間交流の活性化等の成果を確認した上で、人的交流を両国関係の更なる発展につなげていくことで一致した。
- このため、現在は極東地域を提携先の中心とする姉妹都市関係を含む「地域間交流」に関し、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等の先進的取組を通じ、ロシア全土における交流深化を目指す調査を実施するもの（地方自治体に委託）。

※事業終了後も交流を継続・発展することが提案書から確認できることが要件

【対象事業】

- ・新規交流事業：新たな自治体間交流の開始に係る現地での調整等及び交流イベントなどを開催する事業
- ・交流拡大事業：既に自治体間交流を行っているロシア自治体との間において、新たな観点から交流イベントなどを開催する事業

※「新規交流事業」と「交流拡大事業」は、原則として、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

(2) 調査対象経費（原則として次のとおり）

- 新規交流事業：上限500万円
- 交流拡大事業：上限300万円
- 対象経費
 - a 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費（旅費、通訳費等）
 - b 交流イベント等の開催に要する経費（会場・備品費、広報費等）
 - c 通信運搬費、報告書作成費 等

※aは新規交流事業のみ対象

(3) 今後のスケジュール（案）

年次	月	内容
平成29年	2月	各自治体からの提案募集開始
	4月	提案募集〆切～審査
	6月	自治体との契約（順次）
平成30年	7月～	自治体による事業実施
	3月	成果報告書の提出
	随時	事後調査

＜実施スキーム＞

```

    graph TD
      A[国内自治体] -- ①調査契約 --> B[総務省]
      B -- ③報告書提出 --> C[ロシア自治体]
      A <--> |②交流活動| C
      
```